

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により議長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年6月25日

岐阜県監査委員	若井 敦子
岐阜県監査委員	恩田 佳幸
岐阜県監査委員	鈴木 祥一
岐阜県監査委員	安田 典子
岐阜県監査委員	飯沼 敦朗

1 令和5年度行政監査(県の施設におけるAEDの設置・管理及び公開・周知について)の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件)

テーマ名	監査結果 (A)	措置済 (B)	今回措置を講じたもの (C)	未措置 (A-B-C)
県の施設におけるAEDの設置・管理及び公開・周知について	70	31	18	21

※「今回措置を講じたもの」とは、令和6年6月3日に知事から通知があったもの、及び6月6日に教育委員会教育長から通知があったもの。

2 行政監査の結果に基づき講じた措置(指摘事項)

清流の国推進部

機関名	監査結果	講じた措置
地域スポーツ課	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報(設置場所や使用可能時間など)をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報(複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報)を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 岐阜メモリアルセンター、 岐阜アリーナ、 岐阜県グリーンスタジアム、 岐阜県川辺漕艇場、 御嶽濁河高地トレーニングセンター</p>	<p>所属として県有施設AEDマップの使用方法を認識しておらず、所管施設に追加・変更したAEDの情報が未登録となっていたが、令和6年4月30日に更新作業を行い、現在保有しているAEDの情報を全て表示した。</p> <p>今後は、施設の指定管理者との役割を明確にし、所属として購入等によるAEDマップへの登録内容に変更があった場合は遅滞なく更新を行い、さらに毎年度、登録内容の確認を行い、再発防止に努める。</p>
	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>① 施設の名称が現在の名称と異なる名称のまま、県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設) ① 岐阜アリーナ《ヒマラヤアリーナ》</p> <p>(注) 対象施設の《》は、県有施設AEDマップ上での名称</p>	<p>当該施設はネーミングライツ契約の相手先の変更に伴い、平成28年4月1日に「OKBぎふ清流アリーナ」に呼称が変更されたが、このことに係る県有施設AEDマップの更新を失念していたものである。</p> <p>令和6年4月30日にシステムにて更新作業を行い、現名称に変更済みである。</p> <p>今後は、施設の指定管理者との役割を明確にし、所属として施設呼称等、AEDマップへの登録内容に変更があった場合は遅滞なく更新を行い、さらに毎年度、定期的に登録内容の確認を行い、再発防止に努める。</p>

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
文化創造課	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) ぎふ清流文化プラザ</p>	<p>ぎふ清流文化プラザに設置されている3台のAEDのうち、以前から設置されている2台については県有施設AEDマップへ公開されていたが、令和4年4月1日に追加設置したAED1台については、県有施設AEDマップへの公開手続きを失念していた。</p> <p>本指摘をうけて追加設置したAED1台について県有施設AEDマップへの公開を行った。</p> <p>今後、AEDを追加設置した場合は、担当のみで公開作業を行っていたものを、担当と係長の2名体制で公開作業を行うよう改めた。</p>
美術館	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>① 撤去されたAED設置情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設) ① 岐阜県美術館実習棟</p>	<p>&lt;当該事案が発生した原因&gt;</p> <p>撤去されたAEDについては、機器の保証期限を過ぎているため撤去した。その際、設置情報についても削除が必要であったが、当該システムの操作方法やパスワード等が不明であったため作業を断念していた。</p> <p>&lt;監査結果に基づいて行った事務処理&gt;</p> <p>AED設置情報については、監査委員事務局より確認の連絡を受けたあと、手続き方法を再度調べ直し、撤去済みのAEDについては、AEDマップより削除した。</p> <p>&lt;再発防止策&gt;</p> <p>AEDに関する通知や登録マニュアルをファイリングの上、既存のAED関連の消耗品等と一括保管することで、担当職員が人事異動等で変わっても機械の更新が行われる際に、忘れず手続きを行えるようにする。</p>

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
障害福祉課	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>①当該事案が発生した原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上の県有施設AEDマップの存在自体を認識していなかった。</li> </ul> <p>②監査結果に基づいて行った事務処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R6.3.31現在の状況について登録を実施した。</li> </ul> <p>③再発防止策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規導入や廃棄等の都度、登録することを徹底、引継ぎを行う。</li> </ul>

機関名	監査結果	講じた措置
障害福祉課 (つづき)	<p>(対象施設) 岐阜県福祉友愛アリーナ</p> <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>① 管理主体が県から民間団体に移ったにも関わらず、未だに旧施設のAED設置情報が更新されずに、県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設) ① 岐阜県立ひまわりの丘第二学園、岐阜県立ひまわりの丘第三学園、岐阜県立ひまわりの丘第四学園</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末にAEDの登録状況及び県立施設の状況を確認し、必要があれば登録等する旨、引継ぎを行う。</li> </ul> <p>①当該事案が発生した原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上の県有施設AEDマップの存在自体を認識していなかった。</li> </ul> <p>②監査結果に基づいて行った事務処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立ひまわりの丘第二学園、第三学園、第四学園の情報について、データの削除を実施した。</li> </ul> <p>③再発防止策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規導入や廃棄等の都度、登録することを徹底、引継ぎを行う。</li> <li>・年度末にAEDの登録状況及び県立施設の状況を確認し、必要があれば登録等する旨、引継ぎを行う。</li> </ul>
中央食肉衛生検査所	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>① 施設の名称が現在の名称と異なる名称のまま、県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設) ① 中央食肉衛生検査所 《食肉衛生検査所》</p> <p>(注) 対象施設の《》は、県有施設AEDマップ上での名称</p>	<p>① 当該事案が発生した原因</p> <p>食肉衛生検査所から中央食肉衛生検査所へ組織の名称が変更した時に、名称変更に伴う業務に追われ、インターネット上のAEDマップの名称を新名称に変更することを失念した。</p> <p>② 監査結果に基づいて行った事務処理</p> <p>AEDマップの名称を令和6年2月2日に現在の名称である中央食肉衛生検査所に修正登録した。</p> <p>③ 再発防止策の内容</p> <p>施設の名称が変更した場合に行わなければならない項目のチェックリストを作成した。</p>
飛驒食肉衛生検査所	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 岐阜県飛驒食肉衛生検査所</p>	<p>(当該事案が発生した原因)</p> <p>当所では令和3年6月1日付で管理換えによりAEDを取得した。取得時に県有施設AEDマップへの登録マニュアルを取りよせようとしたところ「令和4年度に大規模入れ替えがあるため、その時に指示をする」という回答があったため見送った。</p> <p>令和4年度の入替え時、当所は機器更新の対象ではなく上記の指示がなかった。改めて登録の指示を仰ぐべきところであったが失念していたため登録するに至らなかった。</p> <p>(講じた措置)</p> <p>登録マニュアルを入手し、令和6年2月1日に県有施設AEDマップへ登録し、公</p>

機関名	監査結果	講じた措置
		<p>開した。現在公開されていることを確認済みである。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>AEDの管理についての通知は1つのファイルにまとめ全員が見られる書架へ保管するとともに、AED管理責任者が変わる際は引継書の担当事務に記載して引き継ぐこととした。</p> <p>AEDの登録情報を追加・修正する場合は、結果を公開MAPで確認することとした。</p>

## 農政部

機関名	監査結果	講じた措置
農業経営課	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 岐阜県就農支援センター</p>	<p>行政監査を受け、令和6年3月1日に県域統合型GISから就農支援センターのAED情報を県有施設AEDマップに登録しました。</p> <p>AEDを設置した際に、県有施設AEDマップの公開が必要であるという認識がなかったことから、今後、機器の更新や設置個所の変更等公開内容に生じた場合には、複数の職員により県有施設AEDマップの内容が更新されているか確認を行う。</p>
里川・水産振興課	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 清流長良川あゆパーク</p>	<p>清流長良川あゆパークは、独自でAEDを調達しており、救急財団全国AEDマップへのAED設置登録情報の登録、更新は行っていた。しかし、平成30年6月2日に開設した施設であるため、開設前に発出された通知の存在を承知しておらず、県有施設AEDマップ登録の必要があることを知らなかったため未公開となった。</p> <p>今回の監査を受検後、県有施設AEDマップへ登録を行った。また、令和6年3月25日に納入されたAEDについても、県有施設AEDマップへの登録を行った。</p> <p>今後、登録情報の適時更新が必要な場合は、県有施設における自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理の基準に関する要綱や通知に従い速やかに登録を行い、県有施設運営に係る通知については課内で共有し、再発防止に努める。</p>
中山間農業研究所	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされている</p>	<p>当該指摘の内容について、AED管理責任者が事務所の移転に伴い県有施設AEDマップにおけるAED設置場所の情報の変更処理を失念したものである。</p>

機関名	監査結果	講じた措置
	<p>るところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>① 施設が移転したにも関わらず、未だに旧住所上のAED設置情報が更新されずに、県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設)</p> <p>① 岐阜県中山間農業研究所(中津川支所)《中津川市千旦林》</p> <p>(注) 対象施設の《》は、県有施設AEDマップ上での住所</p>	<p>今回の指摘を踏まえ、県有施設AEDマップのAED設置場所を事務所移転後の住所へ変更しました。</p> <p>今後は、職員会議において、AED管理責任者及びその役割の周知徹底を図り、AED管理責任者に変更が生じたときはその役割を後任者へ確実に引き継ぐ。</p>
畜産研究所	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>① 施設が移転したにも関わらず、未だに旧住所上のAED設置情報が更新されずに、県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設)</p> <p>① 岐阜県畜産研究所(養豚・養鶏研究部)《美濃加茂市前平町》</p> <p>(注) 対象施設の《》は、県有施設AEDマップ上での住所</p>	<p>当該情報の更新は令和5年8月に行った。</p> <p>担当職員がAEDマップの公開されている認識がなかったことから、移転した施設情報の更新を行っていなかった。今後施設の移転があった場合には速やかに更新を行うよう関係職員に周知徹底した。</p>
中央家畜保健衛生所	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報(設置場所や使用可能時間など)をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報(複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報)を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設)</p> <p>岐阜県中央家畜保健衛生所、 岐阜県中央家畜保健衛生所病性鑑定分室</p>	<p>中央家畜保健衛生所は平成29年6月16日に西濃総合庁舎から現庁舎に移転した。移転に伴い、中央家畜保健衛生所病性鑑定分室は廃止された。その後、豚熱検査を行うため、平成31年1月に病性鑑定分室として稼働再開している。</p> <p>総合庁舎内にあったこと、分室は施設廃止していたことから掲載マニュアルを保有していなかった。</p> <p>令和3年8月26日に医療整備課より管理換を受け、AEDを設置した。</p> <p>県有施設AEDマップに掲載するため医療整備課に簡易マニュアルの提供を依頼したところ、簡易マニュアルが見つかり次第連絡するとの回答があったが、提供されずAEDマップに掲載されてないままとなっていた。</p> <p>行政監査の実施通知により調査を行ったところ、未掲載であることが判明したため、令和5年8月9日に県有施設AEDマ</p>

機関名	監査結果	講じた措置
		<p>ップに掲載した。</p> <p>県有施設AEDマップ登録マニュアルが無く登録が行えなかったことから、印刷したマニュアルをAED点検表及び取扱説明書、AED設置要領等と併せて保管するとともに、電子媒体でも保管することにより適正な事務処理に努める。</p>

## 教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
武義高等学校	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>（対象施設） 武義高等学校</p>	<p>本校はAEDを3台設置しているが、担当者の認識不足により、県有施設AEDマップにはそのうち2台しか登録していなかったため、監査後速やかに情報を更新した。</p> <p>今後は、2名体制で確認していたものを、担当者、事務長、養護教諭の3名体制で確認することにより、再発防止に努める。</p>
大垣特別支援学校	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>① 撤去されたAED設置情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>（対象施設） ① 大垣特別支援学校北校舎</p>	<p>3台設置していたAEDを1台撤去していたにもかかわらず、県有施設AEDマップの更新を担当者が失念していたため、監査後速やかに情報を更新した。</p> <p>今後は、AEDの設置状況に変更があった場合は、管理関係部署である保健室と事務室の担当職員で情報共有し、2名体制で県有施設AEDマップの更新を行うことにより、再発防止に努める。</p>
可茂特別支援学校	<p>H29年県通知において、施設管理者は、施設利用者にAEDの設置場所が容易に分かるよう、AED設置場所を県有施設の入口等に掲示して表示すること、また、AEDを移設した場合は、表示における設置場所の記載を変更することとされているところ、当該表示が掲示されていないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>（対象施設） 可茂特別支援学校</p>	<p>当該事案は、H29年県通知の内容を担当者が適切に認識していなかったため、保有するAED4台全てについて、その設置箇所が容易にわかるような掲示物が施設入口等に表示されていなかったものであり、監査後、直ちに施設利用者及び来校者が出入りする昇降口、通用口等の全てに掲示物を表示した。今後は関係職員に事案を共有するとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>

機関名	監査結果	講じた措置
可茂特別支援学校(つづき)	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 可茂特別支援学校</p>	<p>当該事案は、H29年県通知の内容を担当者が適切に認識していなかったため、保有するAED4台のうち2台について、その情報が県有施設AEDマップにて公開されていなかったものであり、監査後、直ちに現在保有する機器の最新の設置状況を公開した。今後は関係職員に事案を共有するとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>
東濃特別支援学校	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 東濃特別支援学校</p>	<p>本校はAEDを3台設置しているが、担当者の失念により、県有施設AEDマップにはそのうち1台に関するAED情報しか公開していなかったため、残りの2台についても、監査後速やかにそれぞれのAED情報をインターネット上に公開するとともに、AED情報を適切に公開するよう関係職員に周知徹底を図ったところである。</p> <p>今後は、関係職員が県有施設AEDマップを定期的に確認するとともに、相互チェックを行うことにより、再発防止に努める。</p>